



茨城 県 報

第 1 7 8 6 号

平成18年 7 月 3 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
● 茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）.....	1
（人 事 委 員 会）	
● 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	2
告 示	
● 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）.....	2
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）.....	3
● 保安林の指定施業要件の変更の予定（林業課）.....	3
● 定款変更の認可（2 件）（農村計画課）.....	5
● 土地改良事業の適当決定（2 件）（土地改良事務所）.....	5
● 土地改良区役員の就退任（土地改良事務所）.....	6
● 土地改良区役員の住所の変更（土地改良事務所）.....	7
（収 用 委 員 会）	
● 収用の裁決手続の開始の決定.....	7
公 告	
● 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱の一部改正（水・土地計画課）.....	11
● 争議行為の予告通知の公表（労働政策課）.....	11
● 茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画（畜産課）.....	11
● 基幹道路の整備事業の一部完了（道路建設課）.....	31
● 開発行為の工事完了（3 件）（建築指導課）.....	31
● 建築許可に関する意見の聴取（建築指導課）.....	32
正 誤	
● 平成17年11月17日付け茨城県報第1724号中.....	33

規 則

茨城県規則第67号

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生法施行細則（昭和47年茨城県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「保健所長は」を「保健所長及び食肉衛生検査所長は」に、「又は食品検査施設」を「食品衛生検査施設」に、「保健所長に」を「保健所長又は県西食肉衛生検査所長に」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第19号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第41条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「地方公務員災害補償法別表に掲げる障害に属する」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第 3 に定める」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

~~~~~  

告 示

茨城県告示第789号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として、平成18年 6 月23日付けで次のものを指定した。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 3 9 2	映画	絶倫絶女	新 東 宝 映 画
2 3 9 3	映画	人妻痴女ONANIE ノーパン便所	新 日 本 映 像
2 3 9 4	映画	新日本映像ニュース<人妻痴女ONANIE ノーパン便所>	新 日 本 映 像
2 3 9 5	映画	春画夫婦の秘かな愉しみ	新 日 本 映 像
2 3 9 6	映画	新日本映像ニュース<春画夫婦の秘かな愉しみ>	新 日 本 映 像
2 3 9 7	映画	混浴温泉 湯煙で艶あそび	オ ー ビ ー 映 画
2 3 9 8	映画	欲望の尼寺 煩悩みだれ観音	オ ー ビ ー 映 画
2 3 9 9	映画	痴漢電車 秘貝いたずら指技	オ ー ビ ー 映 画
2 4 0 0	映画	愛妻日記	アルチンボルド

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 4 0 1	映画	ホワイトルーム	アルチンボルド
2 4 0 2	映画	熟母・娘 乱交	新 東 宝 映 画
2 4 0 3	映画	ソースの小壘	アルチンボルド
2 4 0 4	映画	童心	アルチンボルド
2 4 0 5	映画	熟女・人妻狩り	新 東 宝 映 画

茨城県告示第790号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ下館店

筑西市布川1249 - 20

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成18年 2 月20日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ下館店

(変更後) ケーズデンキ筑西本店

(3) 届出年月日

平成18年 2 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第791号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第49号）第 33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年 2 月15日農林水産省告示第304号，平成 7 年 8 月28日農林水産省告示第1351号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久慈郡大子町大字上野宮字石の平1790番 1, 1790番口, 字柿の草日向897番, 898番, 898番 1 から898番 3 ま
で, 字草場平2136番 1, 字鞍掛沢北向894番, 字鞍掛沢日向895番, 字小寺崎2115番イ, 2115番口, 字眞名板倉
2125番イ, 2125番口, 2126番口, 2126番八, 字捨火野3680番, 字辰目沢松ヶ崎北向3673番, 字長沢1791番 2,
字布門3678番, 字平以沢3679番, 字松ヶ崎日向3674番, 字矢株3675番, 3676番, 字矢株北向3677番, 字沼の沢
2114番 3, 大字相川字シャク打2175番 9, 2175番28, 常陸大宮市久隆字長崎沢88番, 88番 1, 89番, 90番, 90
番 1, 91番, 91番 1, 92番, 93番, 93番 1, 93番 2, 94番, 96番, 97番, 100番 1, 水戸市松本町字松本2273
番 1, 2277番, 2278番 1, 2308番 1, 2335番 6, 酒門町字墓所山2097番, 下国井町字権現山2239番, 渡里町字
藤山2585番, 字上曳地2804番, 宇野木3409番, 田谷町字富士山2439番 1, 2439番 2, 2440番, 字平塚2441番 1
から2441番 4 まで, 2441番 6

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は, 定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久慈郡大子町大字上野宮字平草3730番, 3730番 1, 字沼の沢2114番 3, 大字中郷字岡畑606番, 字柵沢2189
番, 字加曽根2193番イ, 字カゾ子2193番ろ

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は, 定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定
める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

久慈郡大子町大字上野宮字芋久保2527番, 字布中1531番八, 字小林北向3778番, 字小林3769番, 3769番 1,

3777番, 3779番, 大字北吉沢字堰祭1538番, 1540番, 1544番い, 字道ヶ崎1091番

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第792号

牛久沼土地改良区から平成18年 5 月19日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成18年 6 月26日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第793号

小谷沼土地改良区から平成18年 6 月 1 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成18年 6 月26日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第794号

小谷沼土地改良区から平成18年 6 月 2 日付けで施行認可申請のあった小谷沼地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成18年 6 月14日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所に異議申出をすることができる。

平成18年 7 月 3 日

筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

1 縦覧に供する書類

小谷沼地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

小谷沼土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成18年 7 月 4 日から

平成18年 8 月 1 日まで

3 縦覧の場所

筑西土地改良事務所

茨城県告示第795号

菅原土地改良区から平成18年 5 月30日付けで施行認可申請のあった安戸東地区土地改良事業（区画整理）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成18年 6 月12日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成18年 7 月 3 日

筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

1 縦覧に供する書類

安戸東地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

菅原土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成18年 7 月 4 日から

平成18年 8 月 1 日まで

3 縦覧の場所

筑西土地改良事務所

茨城県告示第796号

潮来市上戸212番地に事務所を置く八代土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 博

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 信 一	潮来市上戸2279番地 1
〃	高 塚 幸 一	〃 上戸20番地
〃	堀 井 武	〃 上戸45番地
〃	遠 山 優 男	〃 上戸219番地
〃	白 鳥 義 雄	〃 上戸175番地 1
〃	関 川 喜 一	〃 上戸2417番地 1
〃	藤 崎 誠	〃 上戸96番地 2
〃	前 島 正 雄	〃 上戸2212番地 1
〃	吉 川 幸 男	〃 上戸2488番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	茂 木 繁 保	潮来市上戸2343番地 1
監 事	酒 井 一 郎	" 上戸 6 番地 1
"	今 泉 要	" 上戸2434番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	辻 慶 壽	潮来市上戸212番地
"	今 泉 敏 男	" 上戸2152番地
"	前 島 益 男	" 上戸2194番地 1
"	明 間 弘	" 上戸2126番地
"	今 泉 栄 一	" 上戸2434番地
"	宮 本 甚 一	" 上戸2279番地 1
"	内 堀 芳 幸	" 上戸2298番地
"	平 塚 成 一	" 上戸88番地 1
"	前 島 啓 一	" 上戸33番地
"	栗飯原 治 雄	" 上戸256番地 2
監 事	藤 崎 市 郎	" 上戸94番地 3
"	内 野 幸 夫	" 上戸175番地 1

茨城県告示第797号

筑西市伊讃美844番地に事務所を置く伊讃美ヶ原記念揚水土地改良区から次のとおり役員が住所変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

1 旧住所

職 名	氏 名	住 所
監 事	宮 田 洋 治	筑西市布川1249番地20

2 新住所

職 名	氏 名	住 所
監 事	宮 田 洋 治	筑西市玉戸1230番地 5

(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会告示第 2 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県収用委員会

会長 中 井 川 昇 一

1 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道北関東自動車道新設工事（岩瀬インターチェンジ（仮称）から友部インターチェンジまで）並び
にこれに伴う市道及び町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 茨城県桜川市犬田字中根前

地番	地目		面積 (㎡)		裁決手続の開始を決定 する土地の面積 (㎡)	裁決手続の開始を決 定する土地の範囲
	公簿	現況	公簿	実測		
344番 2	畑	原野	47	47.72	43.79	別添実測平面図中 P2908, P1544, STA65 + 26.2, STA 65 + 22.6及びP2908で囲まれる部分

4 土地所有者の氏名及び住所

大西 宏晃 千葉県千葉市稲毛区長沼町346番地11

東日本高速道路株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号

5 土地に関して権利を有する関係人

なし

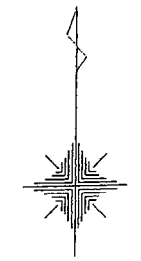
桜川市

大字 犬田

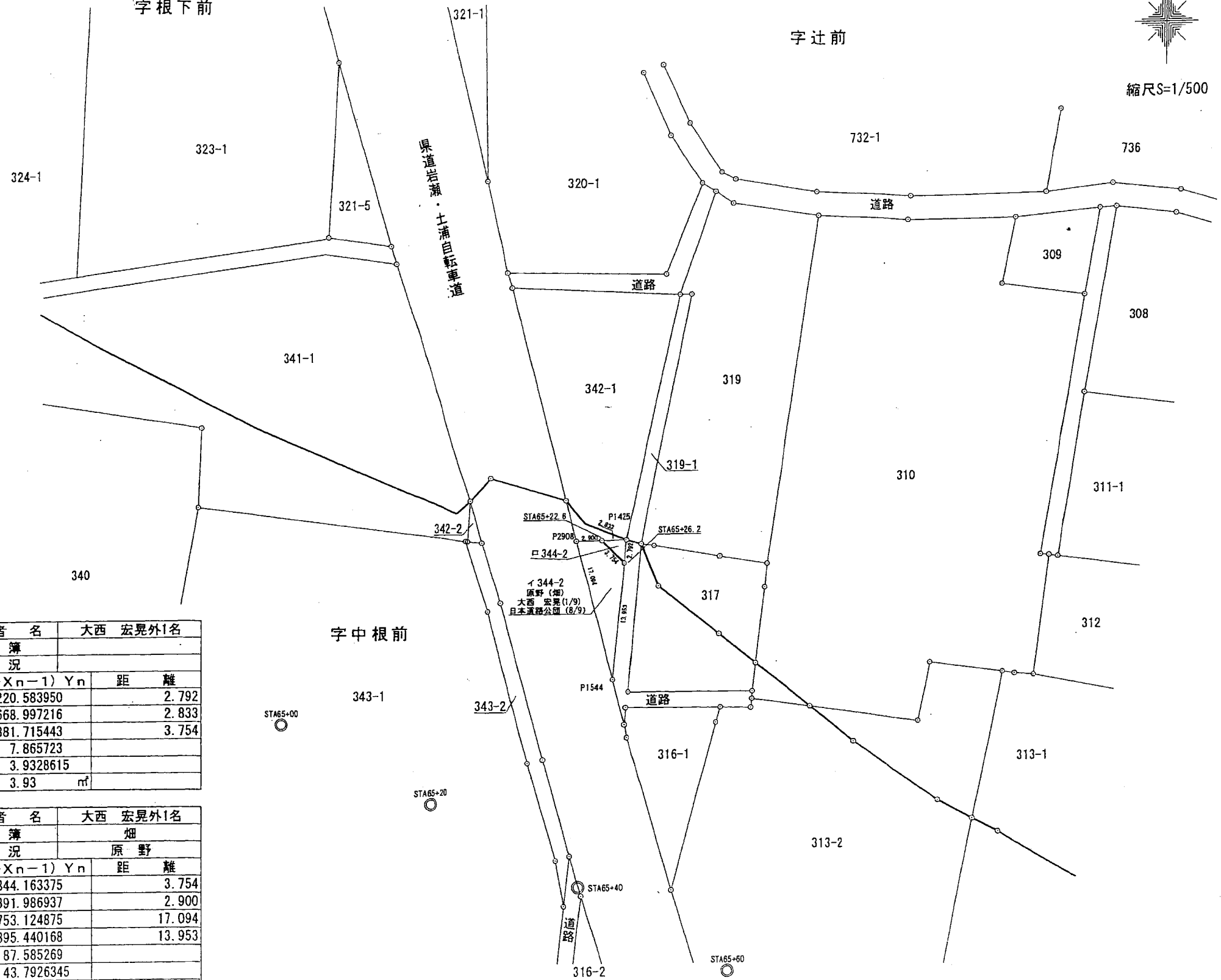
実測平面図

字根下前

字辻前



縮尺S=1/500



座標求積表

地番	口 344-2	所有者名	大西 宏晃外1名
公簿面積	3.93 m ²	地目	畑
地積	3.93 m ²	現況	原野
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n 距離
STA65+26.2	38702.969	24411.679	1220.583950 2.792
P1425	38705.750	24411.936	66668.997216 2.833
STA65+22.6	38705.700	24409.103	-67881.715443 3.754
	倍面積	7.865723	
	面積	3.9328615	
	地積	3.93 m ²	

地番	イ 344-2	所有者名	大西 宏晃外1名
公簿面積	47 m ²	地目	畑
地積	43.79 m ²	現況	原野
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n 距離
STA65+26.2	38702.969	24411.679	405844.163375 3.754
STA65+22.6	38705.700	24409.103	65391.986937 2.900
P2908	38705.648	24406.203	-405753.124875 17.094
P1544	38689.075	24410.392	-65395.440168 13.953
	倍面積	87.585269	
	面積	43.7926345	
	地積	43.79 m ²	

公 告

● 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱の一部改正

茨城県県土利用の調整に関する基本要綱（昭和49年12月24日公告）の一部を次のように改正し、平成19年 1 月 1 日から施行する。

なお、この改正による改正後の茨城県県土利用の調整に関する基本要綱の規定は、この改正の施行の日以後に第 5 の 2 に規定する協議申出書を知事が受領する土地開発事業について適用し、同日前に当該協議申出書を知事が受領している土地開発事業については、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行の日までの間は、なお従前の例による。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 7 の 1 中第 9 号を第10号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 都市計画区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていない土地の区域における劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるものの建築を主な目的とした土地開発事業の場合は、当該開発区域について同法第12条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画が都市計画に定められている、又は定められることが確実であり、かつ、当該土地開発事業が当該地区計画の内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行われるものであること。

第 9 の 2 中「第 5 条の 2」を「第 5 の 2」に改める。

~~~~~

### ● 争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合古河支部執行委員長 千葉 国光から、平成18年 6 月26日、労働関係調整法（昭和21年法律第 25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事 件

- 1) 夏期一時金に関する事項
- 2) 職場要求に関する事項

#### 2 日 時

平成18年 7 月 7 日（金）午前零時以降、本件の完全解決に至るまでの期間

#### 3 争議行為の場所

古河赤十字病院 古河市上辺見1300 - 13

上記の事業所において組合員の従事する全職場

#### 4 争議行為の概要

上記 3 にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

~~~~~

● 茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第 2 条の 3 第 1 項の規定により、茨城県酪農・

肉用牛生産近代化計画を次のとおり定めた。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画書

酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産の位置付け及び展開方向

本県の畜産は、温暖な気候風土に恵まれ、食生活の多様化・高度化に伴う需要の拡大を背景に順調に発展し、本県農業の重要な基幹的部門へと成長を遂げてきた。中でも酪農及び肉用牛生産は、食生活に不可欠な動物性たん白質やカルシウム等の重要な供給源であるとともに、中山間地域の活性化や地域経済への波及効果、国土の有効利用や自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的な機能・役割を備えており、今後においても自給飼料基盤に立脚しつつ、「牛・土・草・人」のバランスのとれた発展が図られるよう、一層の振興を図ることが重要である。

しかしながら、近年の酪農及び肉用牛経営においては、「WTO農業交渉」や「EPA交渉」による国際規律の強化、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行、労働力不足を背景とした自給飼料生産の減少、国内でのBSEの発生や食品の不正表示問題の続発を契機とした食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、海外からの悪性伝染病の侵入機会の増大、担い手不足等様々な課題が顕在化しており、消費者ニーズに即応した厳正かつ的確な対応が喫緊の課題となっている。

このため、酪農及び肉用牛生産を通じ、国際化の進展に対応し得る競争力の高い畜産業の確立と消費者ニーズに即応した畜産物の生産を図るため、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、畜産物に係る安全・安心の確保、食育の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、家畜改良増殖の促進、新技術の開発・普及等に関する施策の積極的な展開をもって畜産業の安定的な発展と消費者から信頼される畜産物の安定供給の実現に資するものとする。

2 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立

(1) 担い手として明確化すべき経営形態の考え方

国際化が進展する中で、将来にわたり、酪農及び肉用牛経営の安定的発展を図るためには、より競争力の高い生産構造の確立が必要となっていることから、認定農業者を基本とした担い手の確保・育成が必要である。酪農及び肉用牛経営における認定農業者の認定率は他の作目と比較して高いが、今後とも、認定率の向上に向けて取り組みを推進する一方、これら認定農業者のほか、肉用牛の地域一貫体制を担う小規模の肉用繁殖経営や、生産者組織を核とした地域ぐるみの産地銘柄化等を進める経営体等についても、重要な担い手として位置づけ、その取り組みに対して支援するものとする。

(2) サービス事業体の定着・普及

酪農及び肉用牛経営におけるヘルパー、自給飼料生産におけるコントラクター組織（作業請負組織）や哺育育成センターや公共牧場、家畜排せつ物のたい肥化処理や散布等の作業受託を業務とする事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たしており、これらの組織の充実・強化は、畜産農家における生産基盤の強化や担い手の育成確保にも資することから、畜産経営を支援する重要なサービス事業体として位置付け、畜産経営における一層の活用とサービス事業体の育成強化を図る。

(3) 人材の育成・確保

家族経営協定の締結促進等を通じ、酪農及び肉用牛経営における女性の役割を適正に評価することにより、女性認定農業者の拡大を図り、女性が活躍しやすい環境整備を推進する。また、繁殖経営における担い手育成に、高度な繁殖・飼養管理技術や知識等を有する高齢者を活用するとともに、ヘルパー組織育成への取り組みを推進する。

さらに、法人従事者や新規就農者等に対する研修の充実や情報の提供を促進し、新規参入者の確保・育成に努

める。なお、離農跡地等の有効活用により、低コストでの新規参入や規模拡大を促進する。

- (4) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化 各畜種ごとの特性に応じて、コントラクター組織等のサービス事業体の育成及び利用拡大や哺乳ロボット等の新しい技術の導入等による飼養管理技術の高度化、放牧の拡大、法人化や一貫経営への移行に加え、牛の能力向上等を通じた経営の体質強化を推進する。

また、消費者ニーズの多様化・高度化に対応するため、生産情報公表JASや有機畜産JAS、トレーサビリティシステムの活用による生産・流通履歴情報の提供を通じ、畜産物の高付加価値化を推進する。

酪農

コスト低減や省力化の推進等による経営体質の強化を図るため、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルクングパーラー方式、スタンション方式）に応じて自動給餌機、搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術の普及定着を推進する。

また、法人化の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、酪農ヘルパーの活用促進、コントラクター組織や公共牧場等の積極的な活用による作業の外部化を図るなど、多様な経営形態や立地条件に対応した生産コストの低減や省力化を推進する。

肉用牛

肉用繁殖経営においては、規模拡大を図り、常陸牛の肥育用素牛生産拡大を進めるため、利用可能な耕作放棄地、転作田、野草地、林地等を最大限に活用した放牧の拡大を推進するとともに、省力化のための哺乳ロボットの導入や法人化、高齢化に伴い経営の維持が困難となった酪農家からの参入等を推進する。

また、生産効率の向上を図るため、早期離乳方式を取り入れた分娩間隔の短縮、出荷月齢の短縮、バイオテクノロジーを活用した優良繁殖雌牛の増殖や優良雌牛の自家保留の奨励、自給飼料の生産利用拡大、経営内及び地域内一貫経営等を推進し、足腰の強い経営体を育成する。

肥育経営においては、常陸牛を中心とした県内産肥育牛のより一層の生産拡大を図るため、規模拡大や法人化、繁殖肥育一貫経営への移行等を通じた経営体質の強化を推進するとともに、事故率の低減、収益効率の高い月齢での出荷の促進と個体能力に応じた効率的な肥育、地域の低・未利用資源の有効活用、地域内・経営内一貫経営の育成等を促進するとともに、生産性の向上を図るための取り組みや耕畜連携による国産稲わらの利用による外国産稲わら依存体質からの脱却を推進する。

- (5) 畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化

生乳

生乳の広域流通を視野に入れた生産者団体の自主的な取り組みによる生乳生産を基本に、生乳の効果的な用途別供給に努める。

また、集乳施設の整備や集送乳路線の見直しなど集送乳の合理化による流通コストの低減を推進するとともに、県域を越えた広域需給調整体制の整備についても、生産者団体自らの調整協議を積極的に推進する。

肉用牛及び牛肉

流通コストの低減と適正な価格形成を図るため、育成牛や肥育牛の生産状況や立地条件を勘案した家畜市場や食肉処理施設の機能高度化を促進するとともに、食肉処理施設の衛生管理や処理機能の向上・効率化を積極的に推進する。

3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

- (1) 自給飼料生産の推進についての基本的考え方

自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、資源循環型畜産の確立及び環境の保全等に積極的に貢献するためには、輸入粗飼料への過度な依存体質から脱却し、自給飼料生産基盤に立脚した大家畜経営の展開により、健康な家畜から生産される安全・安心な県

産畜産物を安定的に供給することが重要である。

しかしながら、労働力の不足や飼料作物作付用地の利用集積・団地化の遅れ、新たな投資への不安等から畜産農家だけでは自給飼料の生産拡大が困難な状況もあることから、耕畜連携の推進やコントラクター組織の育成に関係機関が一丸となって取り組むことが緊要である。

ア 耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料を始め、積極的な飼料作物の作付拡大（転作、裏作体系への導入等）

イ 国産稲わらの飼料利用の拡大

ウ 耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地における放牧利用の拡大

エ 計画的な草地更新、優良多収品種の導入、たい肥の積極的な施用等による土づくり、自給飼料基盤の整備による生産性の向上

オ コントラクター組織の育成、公共牧場の積極的な活用による作業の外部化による経営の効率化や放牧の積極的な実施による労働負担の軽減

カ 公共牧場の機能強化を基本とした広域利用の推進や再編整備の実施

キ 飼料作物生産農家への農地の集積・団地化の推進

(2) 飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の推進

耕畜連携を推進するため、地域の実情に即した、飼料作物生産農家への農地の集積をはじめ、水田での稲発酵粗飼料や水田裏作を利用したイタリアンライグラス等の作付、水田放牧、稲わらの飼料利用、良質たい肥の耕種農家への供給等の取り組みを積極的に展開し促進する。

また、耕畜連携の推進には、畜産農家・耕種農家双方が組合員であるJAが中心的な役割を果たすとともに、地域における関係機関が一体となった積極的な支援が緊要である。

(3) 多様な飼料生産の展開と生産基盤の整備

経営規模の拡大が進展するなか、コントラクター組織等への作業委託により良質な自給飼料の生産拡大を図ることが、今後ますます重要となることから、地域における飼料生産、たい肥利用、TMR生産調製等を担うコントラクター組織の育成を推進する。また、コントラクター組織による自給飼料生産の安定化・良質化と生産コストの低減を図るため、作業機械の大型化や合理的な作業体系の導入・普及拡大により効率的生産体制を整備するとともに、稲発酵粗飼料や稲わら等の生産・収集、耕種農家へのたい肥散布、さらに、将来的には稲作等の作業受託も行う総合コントラクター組織の育成を目指す。

なお、公共牧場については、草生状況の改善等、機能強化を図りながら、利用率を向上させるための広域利用の推進や再編整備に取り組み、預託制度の確立、リハビリ放牧による付加価値サービスの拡充に加え、良好な景観の形成を活用した観光資源としての位置付けや酪農教育ファームとの連携による食育の推進など、公共牧場の機能の強化を積極的に推進する。

(4) 土地の有効活用のための低・未利用地の放牧活用

土地の有効活用による自給飼料の生産拡大を図るため、牧草地での放牧と併せ、耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地や水田の放牧利用など地域の実情に応じた利活用を推進する。

4 畜産物に係る安全・安心の確保

(1) 生産段階における衛生管理の充実・強化

生産段階における家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上、畜産物の安全性の確保を図るため、「家畜伝染病予防法」に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」及び「飼養衛生管理基準」の周知や関係機関の連携体制の整備を推進するとともに、生産段階での畜産物の安全性を確保するための「衛生管理ガイドライン」等に即し、家畜保健衛生所、生産者、関係団体、獣医師等が一体となった取り組みを行う必

要がある。

(2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品に係る安全性の確保

飼料及び飼料添加物については、安全・安心な畜産物を生産する観点から、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく諸規制を的確に運用する。

また、動物用医薬品については、販売、使用段階における薬事法に基づく要指示医薬品制度、使用規制制度等による適正使用の推進、薬事監視員による監視指導の徹底により、畜産物の安全性を確保する。

(3) トレーサビリティへの対応

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛肉のトレーサビリティの実施が義務づけられているところであるが、同法の的確な運用を図るため、継続して関係者への指導に積極的に取り組むとともに、生産者自らの取り組みを助長し、トレーサビリティシステムの信頼性の向上を図る。さらに、飼料給与履歴等の付加価値情報の伝達への取り組みを強化する。

また、牛肉以外のトレーサビリティについては、生産者等の自主的な取り組みを基本としつつ、各食品の特性や流通に応じたトレーサビリティシステムの導入を積極的に推進する。

(4) ポジティブリスト制度への対応

生乳を始めとする畜産物の安全・安心を確保するため、生産者と関係団体等が一体となった総合的な品質管理体制の整備を推進するとともに、生産者段階での農薬、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物等の使用基準の遵守について指導の強化を徹底する。

5 畜産における食育の推進

畜産分野における食育の取り組みとして、学校教育関係機関等との連携強化を図り、適切な役割分担のもと、食料生産現場としての畜産業の意義、家畜の生態、畜産物の栄養特性や生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての取り組み等に係る情報提供を、県民に対して積極的に行うとともに、体験学習等を通じた児童や保護者等の消費者に対する食や生命に関する教育等、生産者と消費者との双方向の情報交流等の取り組みを強化する。

6 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

(1) 家畜排せつ物の管理と適正化と利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行を受けて、家畜排せつ物の適正管理とともに、良質たい肥づくりの促進と農地等への還元を基本としたたい肥利活用の促進が必須となっていることから、たい肥の地域内流通を始め、地域内需給バランスを踏まえた広域流通等の検討を行うとともに、化学肥料の代替資材としての利用の促進や、たい肥のペレット化による利便性向上に取り組み、さらにはメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた資源循環型農業への貢献を推進する。

また、同法に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を、より持続的かつ効果的にしていくための取り組みとして、簡易対応により管理基準をクリアしている畜産農家については、恒久的な施設への転換整備を推進する。

(2) 耕畜連携によるたい肥利用の推進

耕種農家のニーズに即したたい肥を生産供給するため、たい肥の成分分析の実施や良質たい肥の生産技術の普及定着、たい肥の肥料成分を考慮した適切な施用方法の研究と普及、コントラクター組織等の活用を通じたたい肥の積極的利用等の耕畜連携の強化に取り組み、農地へのたい肥の施用の拡大を図る。

(3) 環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減し、環境と調和した畜産業を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべく策定された農業環境規範を、畜産農家自らが積極的に遵守するよう普及・啓発に努める。

7 家畜改良の推進と新技術の開発・普及

(1) 家畜改良の推進

家畜の改良は、生産性と品質向上の根幹をなすものであり、畜産物の安定的生産供給や畜産経営の健全な維持発展を図るうえで極めて重要であるとともに、その成果は食料自給率の向上にも資するものであることから、関係機関と連携のうえ組織的かつ計画的な取り組みを行う。

乳牛

乳牛の改良については、牛群検定の実施による乳量・乳質等の生産性の向上を基本として、消費者ニーズを踏まえた牛乳・乳製品の生産を図るほか、飼料自給率向上等の観点からの粗飼料利用性や繁殖性の向上等による生涯生産性の向上にも考慮した改良を推進する。

肉用牛

肉用牛の改良については、多様な消費者ニーズを踏まえ、品種特性に応じて肉質を考慮した生産性の向上を図るとともに、繁殖性や早熟性の向上を基本として改良を進める。

また、飼料自給率向上等の観点から粗飼料利用性や放牧適性にも考慮した改良を推進する。

(2) 新技術の開発・普及

搾乳ロボット・哺乳ロボット等の新技術を用いた飼養管理技術や地域の実情に応じた放牧技術及び細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料、飼料用稲わら等の効率的な飼料生産利用技術の開発普及について積極的に推進する。

また、体内及び対外受精卵移植技術については、引き続き開発普及に取り組むとともに、クローン技術、DNA解析技術、雌雄産み分け技術等のバイオテクノロジー技術の開発・普及については、消費者への理解を得て進めていく必要があることから、安全性の確認はもとより、期待される効果、利用に当たっての留意すべき事項などについて、消費者へ解り易い情報提供を行いつつ、その利活用を進める。

8 流通飼料の安定的な供給

(1) 飼料穀物の安定供給

低コストかつ高品質な配合飼料の生産を図るため、自家配合向け丸粒とうもろこしの利用拡大、配合飼料の給与に関する積極的な情報提供等を推進する。

(2) 未利用資源の飼料としての活用促進

飼料自給率の向上、生産コストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、地域で発生する各種有機性資源や食品関連産業等に由来する製造副産物等の飼料化技術や給与技術について、研究・開発・実用化を推進するとともに、広く普及を図り、資源循環型社会の構築に寄与する。

生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区 域 の 範 囲	現在 (平成15年度)					目標 (平成27年度)				
	総頭数	成牛頭数	経産牛頭 数	経産牛 1 頭当たり 年間搾乳 量	生 乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭 数	経産牛 1 頭当たり 年間搾乳 量	生 乳 生産量
茨 城 県	36,300	28,310	25,900	7,473	t 193,541	33,800	25,400	23,500	8,270	t 194,560

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区 域 の 範 囲	現在 (平成15年度)					目標 (平成27年度)						
	肉専用種			乳		肉専用種			乳用種等			
	肉用牛 総頭数	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	肉用牛 総頭数	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種 計
茨 城 県	59,200	3,940	22,600	2,160	28,700	66,200	4,710	28,000	2,490	35,200	5,900	25,100 31,000

(注) 繁殖雌牛：子牛育成含む

酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名		経営概要										生産性指標										備考				
		経営形態	飼養形態				飼料生産			牛	土・草						人									
			経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化		作付延べ面積	ふん尿処理方式	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	10a当り生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	TDN1kg当り費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト		1頭当り飼養労働時間	主たる従事者	総労働時間	粗収入
家族経営	現在	頭以上30	スタン・パイク・ブライオン方式	ヘルパー	分離給与(サイレージ)	0(ha)	イタリアン・トウモロコシ	-	5.9ha	ふん尿分離によるたい肥化	kg以上7,419	産次以上4.1	kg以上イタリアン4,900トウモロコシ5,430	%以上34.9	%以上49.0	円以下68.2	経営内尿100%経営外ふん100%	経営内尿37,292円以下	円以下72.6	hr以下114	hr2,562	hr以下3,587	万円以上1,970	万円以内1,689	万円以上201	
	家族経営	40	スタン・パイク・ブライオン方式	ヘルパー	分離給与(サイレージ)	0	イタリアン・トウモロコシ	有り(40%)稲WC	18.0		ふん尿分離・液肥化	8,400	4.5	イタリアン5,635トウモロコシ6,245	44.9	50.0	62.0	経営内尿100%経営外ふん40%	経営内尿29,834円以下	67.0(92)	104	2,000	5,640	3,100	2,510	590
家族経営	現在	30	スタン・パイク・ブライオン方式	ヘルパー	分離給与(サイレージ)	0	イタリアン・トウモロコシ	-	5.9	ふん尿分離・たい肥化・液肥化	7,419	4.1	イタリアン4,900トウモロコシ5,430	34.9	49.0	68.2	経営内尿100%経営外ふん100%	経営内尿37,292円以下	72.6	114	2,562	3,587	1,970	1,689	201	
	家族経営	120	フリー・バーン・パーラー方式	ヘルパー	TMR給与(サイレージ)	0	イタリアン・トウモロコシ	有り(40%)稲WC	38.0	ふん尿混合・たい肥化	8,140	4.5	イタリアン5,635トウモロコシ6,245	44.9	50.0	50.5	経営内ふん尿40%経営外ふん尿100%	経営内尿33,563円以下	61.9(85)	60	2,000	8,380	8,880	7,830	1,050	
	技術高度化																									
	個人規模拡大																									

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名		経営概要										生産性指標																	
		飼養形態						飼料生産				牛				土・草						人				備考			
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	TDN 1kg当たり費用	たい肥利用法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト			労働		経営				
																				子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	円以下	円以下	hr	以下	1,022		hr	以下	1,022
現在		頭以上10	繋ぎ飼い	分離給与(サイレーン)	(ha)1.6	イタリアン+トウモロコシ	-	ha2	ふん尿混合たい肥化	ヶ月13.1	ヶ月25.0	ヶ月9.5	kg以上290	kg以上イタリアン4,900トウモロコシ5,430	%以上59.1	%以上81.6	円以下92.7	経営内処理100%	円以下49,719	円以下401,962	円以下109.2	hr	以下	hr	以下	1,022	万円以上330	万円以内171	
目標		30	群飼	分離給与(サイレーン)	2	イタリアン+トウモロコシ	有り(10%)	10	ふん尿混合たい肥化	12.5	24.0	7.0	235	イタリアン5,635トウモロコシ6,245	86.9	90.0	40.9	経営内処理100	39,775	315,712(79)	50	1,483	1,483	1,045	821	224			

(2) 肉専用種肥育経営

方式名		経営概要										生産性指標																				
		飼養形態							飼料生産			牛						土・草				人										
		経営形態	経産牛頭数	飼料方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	枝肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	TDN1kg当たり費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	1頭当り費用合計(現状と平均規模との比較)	生産コスト			労働			経営		備考
																								1頭当り飼養労働時間	1頭当り費用	主たる従事者	総労働時間	粗収入	経営費	主たる従事者1人当たり所得		
現在	家族経営	頭以上50	群飼	分離給与	0	(ha)	イタリアン+トウモロコシ	-	ha2.3	ふん尿混合たい肥化	ヶ月9.5	ヶ月30.5	ヶ月21	kg以上725	kg以上0.78	A4以上	kg以上イタリアン4,900トウモロコシ5,430	%以上7.0	%以上10.3	円以下75.8	経営内ふん尿30%経営外ふん尿70%	円以下25,176	円以下804,631	円以下	hr以下901	hr以下1,262	万円以上2,044	万円以上149				
	個人規模拡大																															
目標	家族経営	150	群飼	分離給与	0		イタリアン+トウモロコシ	有り(50%)	5	ふん尿混合たい肥化	7.0	25.0	18	715	0.90	A4以上	イタリアン5,635トウモロコシ6,245	12.3	13.1	75.8	経営内ふん尿20%経営外ふん尿80%	20,141	706,000(88)		29.7	2,000	3,390	8,514	6,520	1,583		

(3) 乳用種・交雑種肥育経営

方式名		経営概要					生産性指標										人					備考							
		飼養形態			飼料生産		牛					土・草					労働			経営									
		飼養 頭数	飼養 方式	給与 方式	放牧利 用(うち放牧 地)	作付体 系	外部 化	作付 延べ 面積	ふん 尿処理方 式	肥育 開始 時月 齢	出荷 月齢	肥育 期間	出荷 時体 重	1日 当たり増 体重	枝肉 規格	10a当 たり生産 量	経営 内飼料自 給率	粗飼 料給 与率	TDN 1kg当 たり費 用	たい肥 利用方 法	1頭当 たりふ ん尿処 理コス ト		生産コスト 肥育牛1頭 当たり費用 合計(現状 平均規模と の比較)	1頭当 たり飼 養労働 時間	主た る従 事者	総労 働時 間	粗収入	経営費	主たる 従事者 1人当 たり所 得
個人規模拡大	家族 経営	頭以 上乳用 種 100 交雑 種60	群飼	分離 給与	0	イタリ アン+ トウモ ロコシ	-	ha 1.5	ふん 尿混 合た い肥 化	ヶ月 乳用 種 6.0 交雑 種 7.0	ヶ月 22.0 27.0	ヶ月 16.0 20.0	kg 755 725	kg 1.0 0.8	B 2 B 3	kg以上 イタリ ン4,900 トウモロ コシ5,430	% 以上 5.8 6.5	% 以上 8.5 9.7	円以下 43.3 43.3	経営内 ふん尿 10% 経営外 ふん尿 90%	円以下 18,290	円以下 (%) 332,750 520,535	hr 以下 19.5 48.3	hr 994 1,009	hr 以下 1,392 1,412	万円 以上 1,954 1,308	万円 以内 2,325 1,588	- -	万円 以上
	家族 経営	乳用 種 150 交雑 種 100	群飼	分離 給与	0	イタリ アン+ トウモ ロコシ	有り (50 %) 稲 WC S	7	ふん 尿混 合た い肥 化	乳用 種 6.0 交雑 種 7.0	21.0 15.0	15.0 16.0	800 760	1.25 1.05	B 2 B 3	kg以上 ン5,635 トウモロ コシ6,245	10.2 11.6	10.8 12.2	43.3	経営内 ふん尿 10% 経営外 ふん尿 90%	17,810	241,300 (73) 235,000 (45)	13.8 15.8	877 584	1,753 1,168	3,744 4,601	3,515 3,248	196 1,156	
目標																													

(4) 肉専用種繁殖肥育一貫経営

経営概要										生産性指標																		
方式名	飼養形態			飼料生産			牛				土・草				人				備考									
	経営形態	飼養頭数	飼料方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	ふん尿処理方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	枝肉規格	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率		TDN 1kg当たり費用	たい肥利用方法	1頭当たりふん尿処理コスト	生産コスト		労働		経営	
																							肥育牛1頭当たり合計(現状平均規模との比較)	1頭当たり飼養労働時間	主たる従事者	総労働時間	粗収入	経営費
方式名	家族経営	頭以上100肥育			(ha)	イタリアン+トウモロコシ	-	ha2.3	ふん尿混合	ヶ月9.5	ヶ月30.5	ヶ月30	kg725	kg以上0.78	A4以上	kg以上4,900トウモロコシ5,430	%以上6.5	%以上10.3	円以下75.8	経営内ふん尿30%経営外ふん尿70%	円以下25,176	円以下(%)804,631	hr以下2,057	hr以下2,880	万円以上5,144	万円以内4,622	万円以上373	
	現在																											
個人規模拡大	法人経営	100肥育50繁殖			0	イタリアン+トウモロコシ	有り(50%)稲WC	6	ふん尿混合	7.0	25.0	18	715	0.90	A4以上	ン5,635トウモロコシ6,245	50.0	46.4	75.8	経営内ふん尿50%経営外ふん尿50%	24,986	257,000(32)	13.1	2,000	3,760	5,560	3,850	1,295
	目標																											

乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		総農家 戸数	飼養農家 戸数	/	乳牛頭数		1 戸当たり 平均飼養頭数 /
					総数	うち 成牛頭数	
茨城県	現在	戸 96,600	戸 732	% 0.76	頭 36,300	頭 28,310	頭 49.6
	目標		650		33,800	25,400	52.0

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農経営体質の強化、生産コストの低減を図ることが重要であることから、粗飼料の自給率向上対策として、農地集積を積極的に進め、自給飼料作付面積の拡大を図るとともに、コントラクター組織等の育成により自給飼料生産の外部化を推進する。

また乳牛の能力向上を図るため、牛群検定事業による乳牛の選抜淘汰を行うとともに遺伝的に優れた種雄牛との計画的交配等により高能力牛群の整備を推進し、生産性の高い酪農経営を育成する。

また、飼養管理技術の改善を図るため、過剰投資とならないよう十分配慮し、搾乳ユニット自動搬送装置や自動給餌システム、フリーバーン・ミルクングパーラー方式等の省力的な飼養管理方法を導入するほか、製造副産物等未利用資源の飼料への活用を推進する。

さらに、ゆとりある酪農経営を実現するため、ヘルパー制度の充実に努めるとともに、堆肥化处理施設の適正管理による良質堆肥の生産と耕畜連携による地域内循環体制の整備を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		総農家数	飼養農家戸数	/	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種経営	県全域	現在	戸 96,600	戸 741	% 0.76	頭 6,100	頭 6,100	頭 3,940	頭 -	頭 2,160	頭 -	頭 -	頭 -
		目標		660		7,200	7,200	4,710	-	2,490	-	-	-
肉肥専用種経営	県全域	現在	96,600	274 (31)	0.28	22,600	22,600	(80)	22,600	-	-	-	-
		目標		240 (31)		28,000	28,000	(400)	28,000	-	-	-	-
乳用種・交雑種経営	県全域	現在	96,600	155	0.16	30,500	-	-	-	-	30,500	25,600	4,900
		目標		100		31,000	-	-	-	-	31,000	25,100	5,900
	合計	現在	96,600	1,170	1.21	59,200	28,700	3,940 (80)	22,600	2,160	30,500	25,600	4,900
		目標		1,000		66,200	35,200	4,710 (400)	28,000	2,490	31,000	25,100	5,900

(注) () 内は、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について
の内数

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉専用種繁殖経営

県北山間地域を中心に黒毛和種が飼養されているが、より立地条件の優れた平場地域を中心とした新たな経営体と組織の育成、高齢化に伴い経営維持が困難となった酪農家の参入を推進するなど、担い手の確保・育成に努める。

また、規模拡大を図るため、優良雌牛の経営内・地域内保留を積極的に行い、低コスト畜舎や飼料基盤、生産条件の整備充実を図るとともに、省力化のための哺乳ロボットの導入や法人化を推進し、中規模・大規模経営体を育成する。

また、立地条件に応じて、林地、水田及び耕作放棄地への放牧技術を取り入れた省力化による生産コストの低減を図るとともに、中核的な担い手や後継者等意欲的な農業者の規模拡大を積極的に推進する。

さらに、飼養農家の高齢化が進行していることから、公共牧場等を活用した預託施設や共同飼養施設の整備等を行うとともに、ヘルパー組織の充実によりゆとりある経営の実現に努める。

肉専用種肥育経営

本県銘柄牛「常陸牛」の生産量拡大とさらなる質の向上を進めるために、技術力や経営感覚に優れた経営体の育成を図りつつ、多頭化を積極的に促進することとし、併せて、生産性の向上、生産コストの低減を図るため、個体能力の的確な把握による肥育期間の適正化や飼料給与方法の改善、飼料自給率の向上等を推進する。

また、組織的な指導研修等により、飼養管理技術等の向上を通じた経営内容の質的充実と産地間競争にも対応した効率的な肉牛生産を推進する。

さらにコントラクターを活用し、飼料自給率の向上等を推進する。

乳用種・交雑種肥育経営

規模拡大や法人化等を通じた経営体質の強化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮による生産コストの低減、需要者のニーズに対応した斉一性の向上等を図り、安定販売を推進する。

繁殖・肥育一貫経営

子牛価格の変動幅の縮小やその変動の影響解消、また、肥育素牛の安定的確保等による規模拡大を図るとともに、子牛の県内保留率を高め、子牛の市場価格の安定を図るため、経営内、地域内繁殖・肥育一貫経営を推進する。また新たな部門導入に伴い、経営内容の的確な把握による経営の合理化と、資金調達能力を高めるため法人化を推進する。

飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量 (目標年度)

区 分		頭数	1 頭当 たり年 間必要 T D N 量	年間必要 T D N 量 = ×	粗飼料 給与率		経営内 粗飼料 自給率		自給飼料から供給 される T D N 量				飼 料 自給率 = /	現在の 飼料自 給率	備考	
					うち 良質	うち 低質	うち 良質	うち 低質	粗飼料		濃厚 飼料	計 = +				
									うち 良質 = ×	うち 低質 = ×						
乳 牛	成 牛	頭	kg	kg	%	%	%	%	kg	kg	kg	kg	%	%		
	育 成 牛	25,400	4,243	107,772,200	56.6	0	81.4	0	49,624,013	0	0	49,624,013	46.0	34.6		
		8,400	1,591	13,364,400	75.5	0	81.3	0	8,205,546	0	0	8,205,546	61.4	37.0		
	計	33,800	5,834	121,136,600	58.7	0	81.3	0	57,829,559	0	0	57,829,559	47.7	34.9		
肉 用 牛	繁 殖 雌 牛	4,000	1,385	5,540,000	56.4	29.5	81.3	83.7	2,539,811	1,368,220	0	3,908,031	72.0	63.9		
	育成牛(繁殖用)	710	1,065	756,150	56.4	33.1	81.4	86.2	346,977	215,710	0	562,687	74.4	50.6		
	育成牛(それ以外)	2,490	1,065	2,651,850	56.4	33.1	81.3	86.2	1,215,984	756,504	0	1,972,488	74.4	50.6		
	計	7,200	3,515	8,948,000	56.4	30.8	81.3	84.9	4,102,772	2,340,434	0	6,443,206	72.0	59.1		
	肥育牛	肉専用種	28,000	2,190	61,320,000	4.1	8.7	81.6	99.1	2,051,386	5,294,853	0	7,346,239	11.9	7.0	
		交 雑 種	25,100	2,336	58,633,600	3.9	8.2	80.4	99.3	1,838,921	4,746,457	0	6,585,378	11.2	6.5	
		乳 用 種	5,900	2,646	15,611,400	3.4	7.2	81.4	99.3	432,256	1,115,701	0	1,547,957	9.9	5.8	
	計	59,000	7,172	135,565,000	3.9	8.3	81.8	99.2	4,322,563	11,157,011	0	15,479,574	11.4	6.6		
合 計		100,000	2,656	265,649,600	30.7	5.1	81.2	92.3	66,254,894	13,497,445	0	79,752,339	30.0	22.0		

2 飼料給与

(1) 飼料給与

		現 在	目 標
自給飼料	牧草類	TDNkg 47,549,217	TDNkg 66,254,895
	稲発酵粗飼料 (W C S)	698,880	3,352,960
	野草	851,500	978,900
	稲わら	7,732,800	12,518,544
	その他	-	-
	合 計	56,133,517	79,752,339
購入飼料	濃厚飼料	170,982,013	170,637,134
	食品残渣等	2,137,000	2,559,557
	粗飼料	27,717,060	15,260,127
	輸入品	27,439,889	0
	合 計	198,699,073	185,897,261

(2) 具体的措置

濃厚飼料のうち食品残渣等未利用資源の利用にあたっては、食品加工業者等から発生する食品残渣の発生量、品質、安全性の試験・情報収集に併せ、飼料化に向けた資源リサイクルシステムの確立を推進する。

また、輸入粗飼料については、生産コストの低減、口蹄疫等海外悪性伝染病の侵入を回避する上で、自給飼料の生産利用の拡大を積極的に推進する。

(1) 飼料供給計画

区 域 名	区 分	目 標（平成27年）													備 考		
		飼料作物の作付面積					放牧面積										
		田	畑		計	林地	野草地	小計	畑	その他	計	稲わら	飼料供給 地面積 = + ×0.1	乳牛換 算1頭 当たり			
			稲 莖 飼 料 (WCS)	普通畑												牧草地	
茨城 県	飼料作物 作付面積 (ha)	1,275	400	3,415	2,159	6,849									6.924	(a) 15.5	T D N % 畑17.2% 牧草地13.6% 野草地13.0% 稲わら17.9%
	野草地等面積 (ha)						-	753	-	-	-	11,656					
	生産量 (t)	67,464	16,120	211,801	121,660	400,925	-	7,530				69,936					
	生産量のTDN 換算量 (t)	11,572	3,352	38,137	16,545	66,254	-	979				12,519					
	10 a 当たり 生産量 (t)	5.29	4.03	6.20	5.84	5.85	-	1.0									
	10 a 当たり TDN量 (t)	0.91	0.84	1.12	0.76	0.97	-	0.13									

(2) 具体的措置

ア 放牧の推進を図るための具体的な方法

日本型放牧の利用拡大を図るため、放牧牛の飼養管理、衛生対策及び放牧地の維持・管理等の総合的な指導を継続的に実施する。

また、和牛生産の低コスト化、耕作放棄地解消、景観保全の観点から遊休農地等を活用した放牧を推進するため、関係機関が一体となり、地域レベルの現地指導を主体とした、地域の土地、自然条件に適した放牧の取り組みを推進する。

公共牧場については、草地の適正管理、飼養・衛生管理の徹底、放牧メリットのＰＲ等の実施により利用率の向上を図り、牧場の機能強化に努める。

イ 国産稲わらの飼料利用の拡大を図るための具体的な方法

関係機関の連携のもと、地域の実情に応じた推進体制を構築し、耕種農家と畜産農家の仲介、斡旋等の調整活動及び指導を積極的に展開し、稲わら収集・供給の組織化を図るとともに、効率的な稲わら収集機械の整備及びコントラクター組織の育成による省力的かつ効率的な収集・供給体制の確立を推進する。

ウ 水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大を図るための具体的な方法

水田での稲発酵粗飼料等の作付拡大を図るためには、栽培管理者である耕種農家や周辺農家の理解及び協力が重要であることから、関係機関の連携による現地指導を通じ、集落組織での取り組みを推進する。

また、飼料生産に係る労力の低減、低コスト化を図るため、地域の実情等に応じて飼料生産の共同化、コントラクター組織の育成強化を図り、省力的かつ効率的な飼料生産を推進する。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現 在 の 草地面積	区域内草地開 発可能地面積	目標年度までの事業実施予定面積					
			造 成			整 備		
			補助事業等	その他	計	補助事業等	その他	計
県下全域	2,013.4	9,023	-	-	-	45	-	45

(2) 具体的措置

農地の集積・団地化にあたっては、農地流動化政策及び遊休農地の解消活動、水田農業施策等の関連施策との連携を図り、農地の利活用を推進する。また、圃場整備、草地畜産基盤整備事業を活用した畜産農家への土地利用集積及び団地化を推進する。

地域内の後継者不在の農地や離農跡地及び耕作放棄地等遊休農地の流動化による土地利用の団地化及び集積化を図るとともに、耕種農家との連携を強め、水田における飼料作物の生産拡大を図るなど、飼料生産基盤の拡大を積極的に推進する。

そのほか、河川敷等についてもその積極的な活用を図るとともに、稲わら及び麦わら等の未利用低利用資源の広域的な有効利用を推進する。

集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコストの低減を図るとともに、生乳の需給安定を図り需要に見合った生産を確保し、用途別供給を適切に実施するための計画生産を一層効果的に推進する。

クーラーステーションの適正な規模及び配置による一層の合理化を進めるため、現在５カ所あるクーラーステーションを３カ所に再編整備するものとする。

また、関東生乳販売農業協同組合連合会を中心に生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施を図るとともに、季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムを構築し、需給調整機能の強化を図る。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

平成10、11年度において中小乳業者の乳業工場 3 工場を廃棄し、1 工場を増設することにより、生産性の効率化が図られた。

また、平成10、11年度の各年度で飲用牛乳を主に製造していた中小規模の 2 工場が廃止され、乳製品を主に製造している工場については、平成14年度に中規模の 2 工場が統合され大規模な 1 工場に再編された。

今後は、経営体質の強化を図るため、効率的な施設への転換を目指すとともに、製造コストの低減を図るため、1 工場あたりの製造品目の見直しや、規模拡大、稼働率の向上を促進する。

さらに、安全性を求める消費者・需要者の要請に応えるため、企業としての信用力の強化を促進していく。

			工場数 (1 日当たり生乳処理量 2 トン以上)		1 日当たり 生乳処理量	1 日当たり 生乳処理能力	稼働率 / × 100	備 考
県下全域	現 状 平成15年度	飲用牛乳を主に製造する工場	5 工場	合 計	kg 567,603	kg 929,048	% 61	
				1 工場平均	113,521	185,810	61	
		乳製品を主に製造する工場	3 工場	合 計	99,208	132,278	75	
				1 工場平均	33,069	44,093	75	
	目 標 平成27年度	飲用牛乳を主に製造する工場	5 工場	合 計	603,850	929,000	65	
				1 工場平均	120,770	185,800	65	
		乳製品を主に製造する工場	3 工場	合 計	105,840	132,300	80	
				1 工場平均	35,280	44,100	80	

注) 1. 「1 日当たり生乳処理量」は生乳処理量を365日で除した数値。

2. 「1 日当たり生乳処理能力」は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては 6 時間、乳製品を主に製造する工場にあっては 6 時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故の防止に最大限努力する必要がある。このため、各乳業者は牛乳・乳製品の製造過程における HACCP 手法に基づく徹底した衛生管理と品質管理を継続的に実施する。

さらにポジティブリスト制度導入に伴い、酪農・乳業一体となって農薬等に係る適正な使用とその記録・保管を指導検証する体制を構築し、さらなる安全性の確保を推進する。

(3) 需要の拡大

牛乳・乳製品については、総人口に占める低年齢層の減少や消費者の飲料品嗜好の変化等により需要の緩和が進んでおり、従来ほど消費の伸びが期待できないため、牛乳・乳製品を巡る環境は一段と厳しさを増してくる。

こうした状況下では、特に需要の伸び悩んでいる年齢層を対象に、牛乳のカルシウム源としての効用に着目したPRや、消費者ニーズの変化に対応した新しい牛乳・乳製品の開発が必要であることから、牛乳普及協会を中心として、幅広い年齢層を対象とした普及啓発活動を行うとともに、学校給食用牛乳供給事業等により食育の推進を図る。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名 称	開設者	登 録 年月日	年間開催回数 (延べ87日)						年間取引頭数 (平成15年度)					
			肉専用種		乳用種等			(参考)	肉専用種		乳用種等			(参考)
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚
全農茨城家畜市場	全国農業協同組合連合会茨城県本部	昭和62年9月22日	回(日) 11	回(日) -	回(日) -	回(日) 11 (11)	回(日) -	回(日) -	頭 1,633	頭 -	頭 -	頭 191 (191)	頭 -	頭 -
大子家畜市場	大子町畜産農業協同組合	昭和48年7月2日	6	-	-	-	-	-	1,018	-	-	-	-	-
茨城県中央家畜市場	茨城県家畜商業協同組合	昭和46年9月24日	70	70	70 (70)	70 (70)	70 (35)	-	13	107	8,104 (4,409)	680 (313)	550 (48)	-
計	3カ所		87	70	70 (70)	81 (81)	70 (35)	-	2,664	107	8,104 (4,409)	871 (504)	550 (48)	-

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入。

2. 初生牛とは生後1～2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のもの。

3. 乳用種等について、交雑種は内数とし()書きで記入。

イ 家畜市場の再編整備目標

肉用子牛については、県北地域に現在2市場ある肉用子牛市場については、懸案となっている整備統合を推進し、上場頭数の一層の増加による顧客の拡大を図るものとする。

また、市場機能の高度化を図るため、総合的な家畜市場の再編整備を推進し、経営の安定と生産意欲の高揚による肉資源の拡大を推進する。

(2) 地域内一貫生産の推進

区 分		現 在 (平成15年度)						目 標 (平成27年度)					
		子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数	子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数
			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/	
肉専用種	雄	1,471	1,294	1,294	177	0.88	8,248	1,917	1,725	1,725	192	0.90	12,202
	雌	1,339	1,259	1,259	140	0.94	4,244	1,417	1,275	1,275	142	0.90	6,278
	計	2,810	2,553	2,553	317	0.91	12,492	3,334	3,000	3,000	334	0.90	18,480
乳用種	雄	6,178	5,869	5,869	309	0.95	1,750	5,605	5,325	5,325	280	0.95	1,251
	雌	6,178	5,869	5,869	309	0.95	4,856	5,605	5,325	5,325	280	0.95	3,469
	計	12,356	11,738	11,738	618	0.95	6,606	11,210	10,650	10,650	560	0.95	4,720

区 分 区域名		現 在 (平成15年度)						目 標 (平成27年度)					
		子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数	子牛生産頭数	生産子牛の仕向				肥育牛出荷頭数
			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/			県内仕向	うち区域内仕向	県外仕向	/	
交 雑 種	雄	3,505	3,435	3,435	70	0.98	9,189	3,180	3,116	3,116	64	0.98	13,272
	雌	3,505	3,435	3,116	70	0.89	3,854	3,180	3,116	3,116	64	0.98	5,553
	計	7,010	6,870	6,551	140	0.93	13,043	6,360	6,232	6,232	128	0.98	18,825

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設 置 年月日	年間稼働実数	1日当たりと畜能力		と畜実績1日当たり		稼働率 /	部分肉処理能力1日当たり		部分肉処理実績1日当たり		稼働率 /
				頭	うち牛	頭	うち牛		頭	うち牛	頭	うち牛	
協同組合水戸ミートセンター	協同組合水戸ミートセンター	S47. 1 .18	244	740	-	252	-	34.0	施設併設				
㈱茨城県中央食肉公社	㈱茨城県中央食肉公社	S56. 8 .17	248	1,700	400	1,252	252	73.6	680	120	314	16	46.2
竜ヶ崎食肉センター	竜ヶ崎食肉事業協同組合	S47.12.25	256	800	-	538	-	67.2	施設併設				
取手食肉センター	日本畜産振興㈱	S42. 7 .17	249	1,200	-	744	-	62.0	施設併設				
茨城協同食肉㈱土浦事業所	茨城協同食肉㈱	S39. 8 .11	245	1,200	-	783	-	65.2	施設併設				
茨城協同食肉㈱下妻事業所	"	S44. 2 . 5	245	810	-	502	-	61.9	施設併設				
土浦食肉協同組合	土浦食肉協同組合	S42. 4 .24	252	610	-	490	-	80.3	-	-	-	-	-
筑西食肉衛生組合食肉センター	筑西食肉衛生組合	S49. 6 .11	244	1,700	400	853	191	50.1	施設併設				
下妻地方食肉協同組合下妻と畜場	下妻地方食肉協同組合	S48.10.26	250	720	80	499	33	69.3	-	-	-	-	-
平 均	計 9 か所		2,233	9,480	880	5,913	476	62.3					

注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたもの

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

現在9カ所ある食肉処理施設については、老朽化が進んでおり、高品質な食肉への消費者や実需者ニーズに応えるための施設整備が必要とされている。

今後の施設整備にあたっては、と畜場法施行規則に定められた高度な衛生基準への完全適合やと畜ラインの分離・ピッシング廃止などBSE対応を適切に実施することにより、安全・安心で高品質な食肉を供給できる施設を整備する必要がある。

また、広域的な流通実態に鑑み、施設の稼働率向上を図るため、施設の再編整備を進めるとともに円滑なと畜処理が可能な体制を確立する。

(株)茨城県中央食肉公社については、卸売市場を併設した基幹施設であることから、市場機能やと畜機能の強化に努めることにより、取引量の拡大、価格形成機能の強化を図る。

なお、稼働率80%以上を基本として、豚1,400頭/日の処理能力を持つ食肉センター4～5カ所、牛130頭/日の処理能力を持つ食肉センターが1～2カ所を整備目標とする。

具体的整備目標については、関係者間の十分な合意形成を基本として進めるものとする。

ウ 肉用（肥育牛）の出荷先

区 分 区域名		現 在 (平成15年度)						目 標 (平成27年度)					
		出荷 頭数	出荷先				/	出荷 頭数	出荷先				/
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理 加工施設	家畜 市場	その他				食肉処理 加工施設	家畜 市場	その他		
県下	肉専用種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
全域	乳 用 種	12,492	4,379	107	-	8,006	35.0	18,480	9,079	161	-	9,240	49.1
	交 雑 種	6,606	1,896	550	-	4,160	28.7	4,720	1,591	391	-	2,738	33.7
		13,043	3,605	48	-	9,390	27.6	18,825	7,676	86	-	11,063	40.8

(4) 県産牛肉の需要の拡大

消費者ニーズに対応した牛肉の安定供給を図るため、トレーサビリティシステムの活用や生産情報公表JAS規格制度を推進することにより信頼性の高い常陸牛をはじめとする県産牛肉の生産体制と各種媒体（インターネット、マスメディア等）を活用した広報宣伝や畜産物フェアの開催などを支援するとともに、消費者との交流を通じ、消費拡大を図る。

● 基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
大子町道 3313号線	久慈郡大子町大字久野瀬字坊屋敷149 - 2 から 久慈郡大子町大字久野瀬字諏訪下115 - 1 まで	道路改築	平成18年 6 月23日

● 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字小幡字堺田2522番19, 同番22, 同番23
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市小松二丁目13番 1 号
株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
代表取締役 桐 戸 通 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神栖市平泉字二反田903番56
- 2 事業主の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番36号
大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶 本 六 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神栖市下幡木字三嶋644番 2
- 2 事業主の住所及び氏名
神栖市筒井1422番地142 サンフラワ神栖 C - 2
松 崎 達 也

● 建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成18年 7 月 3 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 意見の聴取期日 平成18年 7 月11日 (火) 午前11時
- 2 意見の聴取場所 桜川市亀岡字宮後512番 1 , 513番 5
- 3 意見の聴取事項 工業専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
住宅の改築
- 4 申 請 者 住 所 桜川市富士見台 4 丁目33 - 1 サンライス岩瀬202
- 5 氏 名 中原 元宏
- 6 建築物構造規模 木造 2 階建て 改築
申請延べ面積 160.64平方メートル
- 7 敷 地 面 積 568.79平方メートル
- 8 原 動 機 新設 0 キロワット 既設 0 キロワット
- 9 建 築 物 の 位 置 桜川市亀岡字宮後512番 1 , 513番 5

正 誤

平成17年11月17日付け茨城県報第1724号中次のとおり誤りがあったので、訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から 6行目	宇太郎平2203番 2 , 2203番 4	宇太郎平2203番 2 , 2203番 4
	上から 8行目	宇太郎平2203番 1	宇太郎平2203番 1
	上から 11行目	エ 間伐に係る伐採をすることができる 箇所は、樹冠疎密度が10分の 8 以上の 箇所とする。	エ 間伐に係る森林は、次のとおりとす る。
	上から 14行目	(「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に 備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書 類を茨城県庁及び大子町役場に備え置い て縦覧に供する。)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)